

日本ルーラルナーシング学会 会則

第一章 総則

- 第1条 本会は、日本ルーラルナーシング学会（Japan Society of Rural and Remote Area Nursing）と称す。
- 第2条 本会の事務局を自治医科大学看護学部に置く。
- 第3条 本会はへき地における看護の研究を推進し、日本におけるへき地看護学を確立・発展させることをとおして、へき地の保健医療福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一 学術集会の開催
 - 二 総会の開催
 - 三 学会誌の発行
 - 四 その他本会の目的達成に必要な事業

第二章 会員

- 第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者で、理事会の承認を得た者をいう。
- 第6条 本会に入会を認められた者は、入会登録経費を納入しなければならない。
- 第7条 本学会員は総会の定めるところにより年会費を納入しなければならない。
- 第8条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。
- 一 退会
 - 二 会費の滞納（2年間）
 - 三 死亡または失踪宣告
 - 四 除名
- 2 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。
- 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、評議員会の議を経て理事長が除名することができる。

第三章 役員・評議員および学術集會会長

- 第9条 本会に次の役員をおき、その任期は3年とし再任を妨げない。但し、原則として、引き続き6年を超えて存在することはできない。
- | | |
|--------|-----------------|
| 一 理事長 | 1名 |
| 二 副理事長 | 1名 |
| 三 理事 | 8名（理事長 副理事長を含む） |
| 四 監事 | 2名 |
| 五 顧問 | 1名程度 |
- 第10条 役員は次のとおりとする。
- 一 理事長は、理事の互選により選出し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
 - 二 副理事長は理事の中から理事長が指名し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
 - 三 理事および監事は、評議員会で評議員の中から選出し総会の承認を得る。
 - 四 顧問は、それまでの学会への貢献を鑑み、理事長が指名し、理事会の承認を得る。
- 第11条 役員は次の職務を行う。
- 一 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
 - 二 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
 - 三 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

四 監事は、本会の事業および会計を監査する。

五 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができるが、理事会の議決権を持たない。

第12条 本会に評議員を置く。評議員の定数及び選出方法は別に定める。

第13条 評議員の任期は、3年とし再任を妨げない。但し、原則として、引き続き6年を超えて存在することはできない。

2 評議員が辞任した時は、評議員選挙における次点者が、残任期間その任に当たるものとする。

第14条 評議員は評議員会を組織し、この会則に定める事項のほかは理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第15条 本会に学術集会会長を置く。

第16条 学術集会会長は、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

第17条 学術集会会長の任務は、1年とし再任は認めない。

第18条 学術集会会長は、学術集会を主催する。

第四章 会議

第19条 本会に次の会議を置く。

- 一 理事会
- 二 評議員会
- 三 総会

第20条 理事会は、理事長が招集しその議長となる。

2 理事会は、毎年1回以上開催する。但し、理事の3分の1以上から請求があったときは、理事長は、臨時に理事会を開催しなければならない。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立とする。

第21条 評議員会は、理事長が招集しその議長となる。

2 評議員会は毎年1回以上開催する。但し、評議員の3分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたとき理事長は、臨時に評議員会を開催しなければならない。

3 評議員会は評議員の過半数の出席をもって成立とする。

第22条 総会は、理事長が招集し、学術集会会長が議長となる。

2 総会は、毎年1回開催する。但し、会員の5分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたとき理事長は、臨時に総会を開催しなければならない。

3 総会は、会員の10分の1以上の出席または委任状をもって成立とする。

第23条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。

- 一 事業計画および収支予算
- 二 事業報告および収支決算
- 三 その他理事会が必要と認めた事項

第24条 総会における議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第五章 学術集会

第25条 学術集会は、原則として毎年開催する。

第26条 学術集会会長は、学術集会の運営および演題の選定について審議するため、学術集会企画委員を委嘱し、委員会を組織する。

第六章 会誌等

第27条 本会は、会誌等の発行を行うため編集委員会を置く。

第七章 会計

第28条 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第八章 会則の変更

第29条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

2 前項の承認は、第23条の規定にかかわらず出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第九章 雑則

第30条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則 この会則は、平成17年3月3日から施行する。

附則 この会則は、平成18年7月1日から施行する。

附則 この会則は、平成22年9月4日から施行する。